

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役職	氏名	備考
出席	委員	井戸田 敏 明	
出席	委員	堀 田 薫	
	委員	欠 員	
出席	委員	飯 田 喜美子	
出席	委員	堀 田 爲積穂	
出席	委員	加 藤 俊 治	
出席	委員	鈴 木 秀 夫	
出席	委員	加 賀 裕 二	
出席	委員	前 野 順 子	
出席	委員	辻 義 則	
出席	委員	神 田 俊 紀	
出席	委員	平 野 博 吉	
出席	委員	柴 田 隆 吉	
出席	委員	竹 田 義 弘	
出席	委員	池 口 克 八	
出席	委員	横 井 美喜夫	
出席	委員	伊 藤 里 海	
出席	委員	山 田 進	
欠席	委員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成28年5月20日(金) 午前9時00分から午後9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(35人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>4. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 若松孝志 主任 瀧田崇司である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定例会に先立ちまして、1点お祝い事の報告をさせていただきます。すでにみなさん承知のことと存じますが、平成28年春の叙勲で、日永会長さんが旭日双光章の栄に浴されました。数々の農業関係の要職を務められ、農業の振興にご尽力されました。その功績に改めて敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。</p> <p>(女性農業委員より花束の贈呈)</p>

会長

それでは、只今より、平成28年5月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いいたします。

会長さん宜しくお願いします。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は36名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より5月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、
議席番号7番 山田 和良 委員
議席番号8番 高木 治雄 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 4号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第 5号	農地法第5条の規定による許可申請	3件
決定第 2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	21件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	6件
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件
	4. 現況証明願	1件
報 告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	17件
	2. 農地改良届出書	2件

それでは、議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

<p>会長</p>	<p>(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案第 4号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、名古屋市内の賃貸住宅にて、夫と家族2人で暮らしておりますが、家財道具も増え、近い将来産まれてくる子どもの子育てを考えると、大変手狭なため、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、土木工事業を営んでおりますが、稲沢市内及び愛西市内にある資材置場を返却することとなり、やむを得ず、今般の申請にて申請地を資材置場として利用する計画でございます。なお、この機に資材置場を1か所に集中するとのことでございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、一宮市内の賃貸住宅にて、妻、子ども2人の家族4人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、現在の賃貸住宅では大変手狭なため、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、3件につきましては、農業法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 5号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

宜しいでしょうか。

それでは議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1 番から 21 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第 2 号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 21 番、全体筆数は 65 筆、面積は 60,765 m²でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は、23 筆、22,748 m²でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人の方々は 7 名の方々に、42 筆、38,017 m²でございます。内容につきましては、作物は普通畑、水稻、レンコンでございます。公告年月日は平成 28 年 5 月 31 日、契約開始年月日は平成 28 年 6 月 1 日、すべて新規 21 件、権利の内容はすべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より決定第 2 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告 4 件 について事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、6件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、1件の現況証明願を受理いたしました。以上で、専決報告の説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
鈴木義英委員	<p>議案番号2番について質問ですが、譲渡人が株式会社になっておりますが、株式会社で農地を持つことは可能ですか。</p>
事務局	<p>今回の申請については、過去に届出が出ている土地になります。受理後に気がついたため、今後はこのような事態にならないよう気をつけさせていただきます。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から17番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。番号1番から17番の全体筆数は30筆、面積は16,196.5㎡でございます。内訳としましては、田10筆、面積7,875㎡、畑20筆、面積8,321.5㎡でございます。今回、〇〇〇〇〇さんの破産管財人と貸付人による合意解約の申請件数は10件、筆数は15筆、面積は6,432㎡でございます。その他の合意解</p>

会長

約につきましては、申請件数7件、筆数15筆、面積9,764.5㎡でございます。以上、17件の合意解約の通知を受理いたしました。

(報告 農地改良届出書 1番から2番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)以上、2件の農地改良届出書を受理いたしました。以上で報告の説明を終わります。

只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9時20分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成28年5月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 7番委員 山 田 和 良

議事録署名者

議席番号 8番委員 高 木 治 雄